

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に係る令和2年3月1日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

区域番号	避難指示区域等	該当市町村	所得区分 令和元年度 ⇒ 令和2年度	一部負担金免除
①	帰還困難区域 居住制限区域 避難指示解除準備区域	大熊町の一部、双葉町、 南相馬市の一部、富岡町の一部、 葛尾村の一部、浪江町の一部、 飯館村の一部	所得要件なし	～令和3年2月28日
②③④⑤⑥⑦	平成28年度以前に解除された区域 (平成29年4月1日に解除された区 域も含む)	広野町、楡葉町、 田村市の一部、南相馬市の一部、 川俣町の一部、富岡町の一部、 川内村の一部、葛尾村の一部、 浪江町の一部、飯館村の一部の 居住制限区域、避難指示解除準備 区域、旧緊急時避難区域 南相馬市、伊達市、川内村の 旧特定避難勧奨地点	上位所得層 以外 ⇒ 上位所得層 以外	～令和3年2月28日
			上位所得層 以外 ⇒ 上位所得層	～令和2年7月31日
			上位所得層 ⇒ 上位所得層 以外	令和2年8月1日 ～令和3年2月28日
⑧	居住制限区域、避難指示解除準備区 域および帰還困難区域の一部	大熊町の一部・帰還困難区域の一 部 双葉町の避難指示解除準備区域・ 帰還困難区域の一部 富岡町の帰還困難区域の一部	所得要件 なし ⇒ 上位所得層 以外	～令和3年2月28日
			所得要件 なし ⇒ 上位所得層	～令和2年9月30日

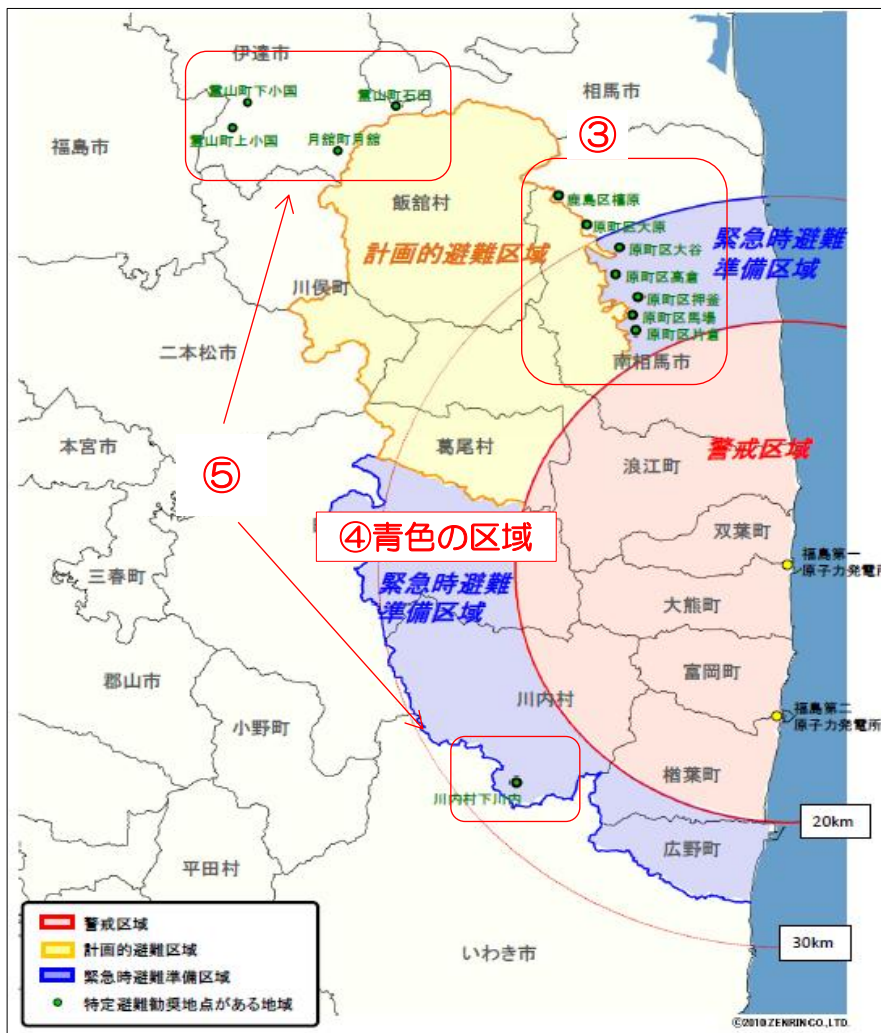
※1. 区域番号については、避難指示区域図を参照してください。

※2. 所得区分については、令和元年度は平成30年所得を、令和2年度は令和元年所得を対象としています。ただし、令和2年4月から令和2年7月までの場合にあっては、平成30年所得を対象とします。

※3. 上位所得層とは、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、収入から経費を差し引いた所得から33万円の基礎控除額を引いた後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯

(参照) 避難指示区域図

【旧避難指示区域】



【現在の避難指示区域】

